

福祉課長　やはり詳細につきましては、今後役員の方々と検討を進める中ではございますが、先ほど申し上げましたように、この事業はもちろんサポーターの皆さんの御負担ということは十分承知しております。この辺についても検討しなければいけないと思っておりますが、この事業の趣旨がサポートする側、そして参加する側、両者の高齢者がこの活動を通じて介護予防を進めるという大きな目的がございます。その辺も十分御理解いただきたいというふうに思っております。

議長　長　以上で、13番議員、伊藤奈穂子君の一般質問を終わります。

ここで、昼食休憩といたします。再開は13時。

(11時55分 休憩)

(13時00分 再開)

議長　長　休憩を解いて再開いたします。

引き続き、通告9番、1番議員、大石舞君。

1番　　こんにちは。通告9番、1番議員、大石舞です。

冒頭に、新型コロナウイルス感染症により、多くの国民、町民が困難に直面しています。医療や介護従事者を始め、対応に当たられている全ての方々に感謝を述べるとともに、一町議会議員として自分自身も住民の苦難軽減のために行動する決意です。

では、通告に従い、1「本町の就学援助制度について」伺います。

現在コロナ禍において、ひとり親世帯や子供の貧困が深刻な状況であると改めて明らかになっています。2019年の厚労省の調査によると、日本における子供の貧困率は13.5%、ひとり親世帯の貧困率は48.2%です。同年に内閣府が策定した子供の貧困対策に関する大綱では、就学援助が子供の貧困対策として位置づけられています。全ての子どもに学びを保障するための支援の1つが就学援助であるということです。全国の利用率は15.72%、およそ6人から7人に1人がこの制度を利用しています。本町の就学援助制度は新入学児童・生徒学用品費や給食費、修学旅行費などを補助しております。昨年からは新入学児童・生徒学用品費の入学前の支給が開始されるなど、制度の発展のために尽力しておられることを存じております。この対象者は生活保護を受けている要保護世帯と教育委員会が認定する準要保護世帯であります。この準要保護世帯に

については、現在各自治体により認定基準が異なります。コロナ禍において、より多くの世帯に制度を行き渡らせること、誰もが分かりやすく情報を入手できること、経済格差によって教育を受ける機会が阻まれないように取り組むことがますます重要であると考えます。

そこで、以下について伺います。

- 1、今年度の申請者数と利用率は。
- 2、準要保護世帯について、認定要綱第5条に所得を給与収入に換算とあります。他の自治体では見ない方法ですが、換算する理由は。
- 3、認定要件の収入を所得に変更する考えは。
- 4、収入要件とその他条件を切り離し、いずれかを満たせば認定する考えは。もしくは、生活保護基準×1.5倍へ引き上げる考えは。
- 5、制度を分かりやすく周知するために今後の取組みは。

続いて、2「待機児童を解消後、保育の質の向上に向けた取組み」について伺います。

内閣府によれば、平成9年以降共働き世帯数が男性雇用者と無職の妻からなる世帯数を上回っています。このような状況で安心して仕事と育児を両立できる環境づくりは欠かせないと考えますが、待機児童問題は依然として残されています。本町でも待機児童数は年々増加しており、働きながら子育てしやすいまちづくりを進める上でも待機児童解消は急務と言えます。同時に量を確保するだけでなく、保育の質を高めることの重要性が本町の第2期子ども・子育て支援事業計画の基本目標や、第6次総合計画基本計画にも位置づけられています。昨年10月からは幼保無償化の取組が開始し、歓迎される一方、制度上幾つかの課題も上がっております。全ての子どもに質の高い保育を平等に保証する必要があると考え、保護者負担と現場負担の軽減を図る視点から、以下について伺います。

- 1、今年度の待機児童数は。また、待機児童解消と保育の質向上のための今後の取組みは。
- 2、副食費を引き下げる考えは。また、施設への直接納付を町として徴収する方向に変更する考えは。
- 3、公立保育園における保護者の負担軽減について。

ア、使用済み紙おむつを園で回収し、廃棄する考えは。

イ、保育園への布団の持込みをハンモックベッド、正式名称コットといいます。コットの購入、もしくは布団乾燥の委託に変更する考えは。

以上、登壇での質問といたします。

町長 通告4番、大石議員からは「本町の就学援助制度について」と、「待機児童解消と保育の質の向上に向けた取組について」の大きく2つの御質問をいただいておりますが、答弁の順をこちらで入れ替えさせていただきたいと思っております。

1つ目の質問につきましては、教育長より後ほど答弁させていただき、まず、私から2つ目の項目、「待機児童解消と保育の質の向上に向けた取組について」、3点の質問につきまして順次答弁をさせていただきます。

1点目の「今年度の待機児童数は。また待機児童解消と保育の質向上のための今後の取組みは。」についてですが、町の待機児童数につきましては、4月1日時点において、ゼロ歳児が5名、1歳児3名、2歳児3名、3歳児3名の合計14名となり、昨年と比較し9名増となっております。要因としましては、開発等に伴う流入人口による保育人数の増や、非正規労働者など育児休暇制度の活用が困難な方や、早期の職場復帰を希望する方など増加傾向にあり、また、3歳児を持つ保護者に関しては、少なからず無償化の影響もあり、新たな待機児童を生んでいると分析しております。

なお、4月当初の待機児童の保護者に対しましては、新たな保育所の開所や定員の空きに伴い、希望等に見合う近隣市町への委託入所の協議を行うなど、町外保育所に入所できた方や、町外へ転出となった方もおり、現時点では7名となっているところです。また、保護者の勤務先によっては、町外の保育所への入所希望も多く、年度当初86名の園児が町外の保育所へ入所している状況です。町内の保育所施設は、大井保育園と栄光愛児園の2園のみになりますので、現状の保育ニーズを踏まえると、提供体制が追いついていない状況で、近隣市町へ入所委託せざるを得ないのが実情です。

まず、待機児童解消に向けた取組としましては、通告番号1番の清水議員への答弁と重複する部分がありますが、今年度、「幼稚園・学校のあり方検討委員会」において、子どもの視点や保護者ニーズに沿った教育・保育の実施や今後の保育園・幼稚園の施設の在り方について、様々な意見や課題を踏まえ検討

した中で、対策・検討してまいりたいと考えております。

また、保育の質の向上のための今後の取組については、昭和60年の開設以来、平成15年に一時保育室の増築に伴う施設環境の改善、また適切な職員配置をはじめとした保育士の確保に努めるとともに、平成31年4月から土曜日保育を開始するなど保育環境の改善に努めてまいりました。今後とも、質の高い保育を目指すため、保育現場の状況を把握しながら、子どもたちの環境改善を第一に職員・保育士の労働環境改善を含めて、保育の質の維持・向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の「副食費を引き下げる考えは。また、施設への直接納付を町として徴収する方法に変更する考えは。」についてお答えします。

副食費につきましては、昨年10月の教育・保育の無償化に伴い、給食費の一部として、実費相当を徴収することとなったものですが、国が公定価格において積算し、保育料の一部として保護者より月額4,500円の負担を求めてきた経緯があることから決定されており、県内統一で多くの自治体が4,500円としているところです。

御質問の引き下げる考えですが、昨年から開始された制度ということもあり、現時点において引き下げる考えはございません。しかしながら、社会情勢を含めて近隣市町の状態等により、検討してまいりたいと考えます。

また、徴収方法を変更する考えについてですが、給食の材料費として使用することから、園への直接納付として実施させていただいているところです。町による収納に変更した場合は、システム改修費用や引き落としに伴う手数料などの費用の発生、また、現状の園による集金で行ったほうが収納状況の把握や未納対策など、事務負担を考えると現状の保育園への納付をお願いし、変更する考えはございません。

次に、3点目の「公立保育園における保護者の負担軽減について。」、1つ目の「使用済み紙おむつを園で回収し、廃棄する考えは。」についてですが、主に1歳児が使用する紙おむつですが、園では園生活において、子どもの健康管理に欠かすことができない排せつ物を確認できるものとして、回数や排尿の量の加減、排便の色、形などを保護者の方に確認していただくことで、病気の発見にもつながるものと考えております。

現在、在園児は78名おりますが、紙おむつ対象児は11名ほどで、園での回収・処理となった場合は、その回数、頻度にもよりますが、処理業者に依頼することとなり、一定期間収納しておく必要があります。また、収納場所の確保も難しく、衛生面での課題もありますので、保護者への持ち帰りを基本とし、園での回収・廃棄は考えておりません。

次に、「保育園への布団持ち込みを、ハンモックベッドの購入、もしくは布団乾燥の委託に変更する考えは。」についてお答えいたします。

布団の持ち込みについては、毎週月曜日の登園時に持ち込み、金曜日の降園時に持ち帰ることとなっており、近隣の保育園でも同様の対応となっております。議員御質問のハンモックベッドにつきましては、いわゆるお昼寝用ベッドとして、近年布団の代わりに徐々に利用する保育園があるように伺っております。しかしながら、使い勝手や収納場所の確保や、寝返りをすることもできない状態を考えると、どの子供にも適しているとはいえず、また、コロナ禍の現在、個人持ちで使用するものではないので、衛生面での心配もあり、現時点では購入する予定はございません。

また、布団乾燥の委託についてですが、委託した場合の費用については、個人ごとに実費として保護者に負担をいただくこととなりますので、まずは費用負担について、あらかじめ保護者の同意を得ておく必要があります。また、あわせて施設等の運用面において、回収場所の設置や回収方法、保護者からの費用の徴収方法など課題を整理した中で、実施可能かどうかを含め、検討させていただきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

教 育 長 それでは引き続き、私から本町の就学援助制度についてお答えさせていただきます。

就学援助制度につきましては、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村の責務として本町においても実施しているところでございます。

就学援助の対象者には、生活保護法第6条第2項に規定される要保護者と、それに準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める準要保護者がおり、準要保護につきましては、国や県で統一された基準がございませんので、各市町村がそれぞれの地域の実情に応じて基準を定め、認定を行っているところ

ろでございます。

本町での準要保護の認定に際しましては、保護者の申請時に提出していただいた必要書類とともに、生活実態を捉えることを目的に、学校長の意見や民生委員による世帯調査の報告などを参考に、認定基準と照らし合わせながら審査を行っております。

それでは、御質問について順次お答えいたします。

1点目の「今年度の申請者数と利用率は。」についてでございますが、今年度の申請者数は9月末現在で74人、42世帯で、制度利用率は5.49%となっております。

2点目の質問の「所得を給与収入に換算する理由は。」についてですが、本町においても、平成26年度以前は所得額を基準とする内容でありましたが、これですと、通常の就労状況にある世帯についても認定できる内容でございますので、学校教育法第19条に定められている、「経済的理由によって就学が困難と認められる」という趣旨からは乖離してしまっていることとなりますので、平成26年度に改正した経緯があります。この改正により、収入を基準とし各種控除を除くことで、世帯収入額は手取り額に近い額となります。これにより、生活保護基準額との収入同士の比較ができるようになりますので、本来の趣旨に基づいた認定ができるものと考えております。例年、認定に当たって意見書を提出していただいております民生委員からも「生活状況が豊かに見えるにもかかわらず認定世帯となっているように見受けられる」との疑問の声も多く寄せられたことから、要綱改正の必要があると判断いたしました。こうした経緯を踏まえて改正を行ったものであり、収入から再び所得に変更するという考えはございません。

また、本町では生活保護基準の1.3倍以下の世帯を認定の基準としております。これを1.5倍以下とすることといたしますと、先ほど申し上げた、「経済的理由によって就学困難と認められる」家庭に対して給付を行うという趣旨から離れ、収入が比較的多い世帯への支給につながることとなりますので、引上げにつきましては慎重に検討しなければならないと考えます。

なお、市町村により算定の仕方が異なるため、一概に比べることはできませんが、近隣の市町村及び県内の町村部では、生活保護基準の1.3倍以下として

いるところが多くございます。このような地域の均衡も鑑み、現段階では1.5倍以下への引上げは考えておりません。

また、「条件を満たせば認定する考えは。」についてですが、例えば、児童扶養手当を受給している家庭を一律に認定するなどがあります。児童扶養手当の認定方法ですと、世帯で一番収入の多い方を基準に算定しているため、就学援助の同居世帯全体の収入で算定となると認定の範囲が異なってしまうため、この方法では一概に認定するのは難しいと考えます。

5点目の「制度を分かりやすく周知するために、今後の取組みは。」についてですが、現在、ホームページ、広報おしらせ版（3月15日号・4月1日号）での周知と、毎年行われます入学説明会、就学時健康診断時での通知の配布をしているところです。今後は、年度初めに全児童・全生徒の家庭を対象とし通知を配布いたします。また、認定された場合の補助額についても一覧で分かるような表示ができるように検討いたします。

今後も適切に制度を運用してまいりますとともに、必要な予算措置を講じてまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上でございます。

1 番 御答弁いただきましたので、再質問いたします。

1の就学援助制度から伺います。今年度の不認定の件数を伺いたいのですけれども、よろしくをお願いします。

教育総務課長 申し訳ございません。不認定の数、正確な数は今手元にないのですが、おおむね数件であったというように記憶してございます。申し訳ございません。

1 番 以前教育総務課に伺ったときに、その時点では7件というふうに伺ったのですが、大体そのぐらいでよろしいでしょうか。

そういたしますと、74世帯に対して7人というのは結構不認定の数としては多いかなと思うのですけれども、なぜそのようなになっているのでしょうか。

教育総務課長 74件に対して7件が多い少ないというのはあるのですけれども、当然収入ということで見てください。当然今回もそれが問題になっているかと思うのですが、実際に申請をしていただいて中身を見ての結果ということですので、例えばこれが1件であって少ないとか、10件であって多いとかという、ちょっとそういう一律な判断はできないものというふうに考えます。

- 1 番 他町と比べましても、この利用率というのが5.49%というのは少ないかなというふうに思うのですけれども、この理由はどういうふうに分析しておいでですか。

教育総務課長 今回の議員の御質問にもありますように、今後の広報の仕方というところで御質問もあります。ここは実際にその収入をベースにしているという部分もあるのかもしれないのですけれども、本当に皆さんが制度を知っているかというか、周知できているかというのがやはり問題があるところだと思います。ですから、ここについて、ちょっと最後のほうの質問とダブってしまうのですが、やはり広報の仕方を変えることで、すそ野を広げていくということについては努力したいというふうに考えてございます。

- 1 番 私も近隣で伺ったところ、大体どの自治体も1割から、多いところで南足柄なんかは2割の利用率があるというふうに伺っています。財政的に大井町と似たような状況だといわれている開成町なんかでも8%、およそ142名利用していて、不認定については10人というふうに言っていました。142名に対して10名という値です。こう考えますと、74名で7名というのはやはり多いと私は考えるのですね。その理由として、広報の仕方ももちろんあると思うのですけれども、基準がやはり分かりづらくなっているというのが原因かなというふうにも思われるのです。

例えば2番の「所得を給与収入に換算」とありますけれども、この所得というのは、自営業者であったりフリーランスの方の所得ですね。収入というのは給与をもらっている方がもらう給与収入なのですけれども、これは種類がそもそも違うものだと思うのです。その種類が違うものをあえてなぜ所得を給与収入に換算というふうになっているのかというのが、それがまず1つ制度が分かりづらくしている1つかなというふうに考えるのです。他の自治体でもこれは所得で見れば換算しますというふうに、もうホームページでバンと載っているところがほとんどですし、もしくはそうでなければ、この1番から3番までの条件に当てはまる方というふうに条件を載せているところがほとんどなのですけれども、この所得をなぜ給与収入に換算するのかというところで、いま一度ちょっと御答弁いただきたいのですけれども。

教育総務課長 まず、初めのところでお話に出てきました、例えばお隣の町との比較という

ところなのですけれど、これも全て今回議員がおっしゃるようなところと共通はしておりますけれど、所得ということでその町は見ております。ですから、大井町の現状よりははるかに所得が多い方でも申請ができて認められるというところがありますので、やはりそこで申請件数について開きが出てくるというのがそういうものだということで考えてございます。

それから、収入で先ほど所得のほうが分かりやすいということでしたけれども、先ほど教育長からも答弁をさせていただきましたように、平成26年度までは同じような形で所得でということで認定をしておりました。要は収入に直すというところで、やはり給与収入であれば通常でいう源泉徴収票の所得控除後の金額ではなくて支給額というところで見れば分かるのですけれど、ではそれとほかのところ、例えば事業者の方はどうかということ、これが正しい方法かどうかというのは検討の余地はあるかと思うのですが、所得でということになると、収入から当然必要経費を差し引いた残額ということになりますので、ここで収入をということでベースをするに当たって事業主の方については、というか事業主で所得が出ている方についてはあえてということなのですが、給与収入に逆算をしながら給与後の所得票、そちらの要は収入ベースのところの一番低い額を認定のための収入額と見ているというところがございます。一概に収入額とやはり所得というのが比べられないというところがありますので、ちょっと非常に手間としては面倒なのですけれど、そういう方法を取っているというところがございます。

教 育 長 平成26年ですか、検討していったときの当時のことなのですけども、実は担当していた者もちょっとどうなのだろうなという、そういう疑問を持っておりました。それで、実際自分の給与を見てやってくるとそれが該当するというような、そんな事例でございました。当然その担当者は自分の仕事に誇りを持って、そして一家庭を支えるということの中で取り組んでいる者であるにもかかわらず、そういった状況があったということです。その当時のこと何点かそういうようなことがあって、それでたしか上郡だったと思います。もしかしたら南足柄が入っていたか、そういうちょっと記憶にないのですが、担当者で協議したというような経緯もございます。

それから、その事例の1つとして、ちょうど他の市から大井町のほうに転入

してこられた方がおりました。そこの家庭のところの一件もちょっとクエスチョンマークであって、よくよく様子を伺ってみると、車に乗っておられると、その車というのも外車で、それこそ通常のものと同程度かそれ以上の、そういった高級な車に乗っておられて、生活のちょっと派手な面もあったというようなことも情報として見たときに、本当にこの人がこの制度である生活に困窮しているというようなところにあるのかというような、そういう疑問も話題になりました。そういったところの中で、先ほど申しましたように、近隣の自治体と一緒に情報交換をする中で本町としてはこのように基準を変えさせていただいたと、そういう経緯がございます。

- 1 番 平成26年度に変わったということで、よく分かりました。私も過去の記録を見たところ、平成26年を境に利用者数がかくっと減っていたので、これは何かあったのかなと思っていましたので、それは理解いたしました。

そこで質問なのですが、平成26年前の審査の仕方ですね。それは所得だと思えるのですけれども、こういった基準で認定したのでしょうか。

教育総務課長 すみません、当時のそのままの資料がございませんので、認定の方法ということであれば今他の町で、所得で行っているのと、当然生活保護基準の額としては違いはあるかもしれませんが、出し方としては同じです。ですから、今の生活保護基準に倍数を掛けてと、それがもとになるのが収入ではなくて所得ということでございます。先ほどほかでは見ないというお話だったのですが、やはり神奈川県内ではというのはあるのですけれども、東京を含めた中では、やはり収入をベースにということを出しているところもございます。そのやはり一番のもとというのが、もとが要は生活保護を基準とした中で、そこに対してどれくらい外れてしまった方について救済するということがありますので、まず生活保護自体は収入をベースにして考えていくというところがありますので、本来であればやはり同じ制度から派生しているものであれば、収入をベースにというのが本筋かなと思いますけれども、当然所得を基準にしているところというのが多いというのも現状でございます。

- 1 番 今経済的困難のある家庭という状況に外れるというふうなお話がありましたので伺いたいのですが、先ほど言いましたように、この就学援助制度は子供の貧困を解決するための1つの手段としても位置づけられていると思います。そ

ここで子供の貧困を考えるとときに、相対的な貧困というものを考えなければいけないと思うのですけれども、それについては御認識はいかがでしょうか。

教育総務課長 当然相対的な貧困ということで考えるということで、要は数値で出した絶対数というよりは現実にはどうかという部分をいろいろ勘案してということになるかと思えます。ただその中では、例えば先ほど教育長からも申しあげましたように、通常で働いていてお子さんが2人いられて、収入も500万円以上あるというところで、変な話、所得でということで見ればほぼほぼの方が認定されるというところになります。議員が初めに質問の中でおっしゃったように、真に必要な方を救済する必要があると、困窮からやはりこうしていく必要があるというところで考えますと、相対的な貧困というものはあるのですけれども、ではその相対的に貧困の大本になるものをどこの求めるかということもあるかと思えますので、なかなか考え方によってそれぞれあるかとは思いますが、その辺りで当然相対的な貧困の子供自身がどうかということが一番の問題ですので、その辺りを考えなければいけないというのは認識してございます。

1 番 今相対的な貧困というのを私が言ったのは、今この日本のような発展した国において貧困といえば、本当に明日食べるものがないとか、着るものも着れないとか、そういったものの状況にある貧困というのはすごく今減っているというふうに言われていると思います。それは絶対的な貧困ということで、そうではなくて、相対的な貧困というのは、今の私たちの普通の生活のレベルの半分にも満たないようなレベルで生活している人たちのことを指しているというふうに認識しています。その所得の基準というのはおよそ127万円未満と決まっている、大体の今内閣府だったりが出しているものとしては127万円所得で、全ての分から社会保障費なんかを全部引いて127万円未満の家庭は相対的に貧困であると、それは幾らこの発展した社会において身ぎれいにしても安く買える洋服なんて幾らでもあるわけですよ。そうすると、例えば1,000円のものを買って着ていても、その家庭が本当に貧困かどうかというのは今見た目では分からないということこそ問題であるということで、相対的な貧困ということを考えなければいけないというふうに国のほうでもなっていると思うのです。

そういったときに、私がなぜこれにこだわるかといいますと、127万円未満

というふうに捉えたときに、これは御本人の了解を得てお話しするのですけれども、今年不認可になった方がいらっしゃいます。その方はひとり親家庭です。子供が2人いて、所得が年間123万円です。まさにこの相対的に貧困であると、一般的な基準の半分にも満たない生活を子ども2人いて、ひとり親でしているという方にもこの制度、今現状で届いていないということだと思っております。その方はさらにいろいろ町ともやり取りする中で、338万円がラインだというふうに伝えられたそうなのです。支給対象になるにはそのラインですと。その方は所得に児童扶養手当や児童手当や養育費なんかを足して、それで330万円でした。おおよそ。ラインだったのです。それが先ほど言いました、所得を収入に換算するという方法によってプラス78万円ほども上乘せされてしまったのです。それによって今年就学援助の対象でなくなってしまったのですね。

なので、私たちが今本当にこのコロナ禍において子供の貧困が目に見えない形で進んでいるというふうなことを考えれば、やはり財政の関係もありますから、そんなに大幅に誰にでも渡せと言っているわけじゃないのです。せめて他市町村並みの開成であったり、中井だったり、財政同じような町のレベルで1割とか、今5%、せめて8%とか、そういうふうに届くようなレベルにまでせめて支給の基準を見直さない限りはこの利用率というのは上がらないと考えるのですけれども、いかがでしょうか。

教 育 長 利用率ということでおっしゃっている御質問をいただいていると思うのですが、先ほど来課長が申したように、子どもは子どもの中での周知の仕方しておりますけれども、それがやっぱり分かりづらいからだ。そういったところの中で先ほど答弁させていただきましたように、新学期始まった後、改めて配布し周知していくというようなこと、分かりやすい方法でやって、より必要とする人に給付していけたらという考えであります。その割合云々ということ、パーセントというのはそちらのほうの要因もあるのではないかと認識しているところでございます。

それから、またこれも余談になるかもしれませんが、議員が問合せをしたところの中で、ある自治体の担当者の話を伺いました。そのときには、大井町さんのほうの考えのほうの方がより趣旨に添っていると、個人的な考えですが、そういう話もしましたというようなことを言っておられました。

担当者自身もそういったところもあるということの中で、やはりこの制度考えていかなければいけないのかなと思っております。

- 1 番 私もそれはほかの自治体の中でいろいろな考えがあるということは存じております。担当者個人の考えで制度が変更したりすること、それ自体を私は1つ疑問にも思っているところなのですけれども、大井町には今第6次総合計画で子ども・子育て環境に力を入れるという方針が定まっていると思います。子ども・子育てに誰もが安心して子供の子育てができるというその方針のもとで施策を考えていったときに、今この相対的な貧困ラインのその家庭にも届いていない、この制度の基準のままでいいというふうに町長はお考えでしょうか。

町 長 決してそのような考えはございません。その制度の仕組み等いろいろで考え方もありますし、所得がいいのか、収入がいいのかという議論もされております。ぜひその辺も今後深く考えて、公平・公正な行政をやっていきたいと思っておりますので、その辺もしっかりと考えていきたいと思っております。

教 育 長 先ほど議員、担当者一個人の考えだということを申しておられましたけれども、当然その当時教育委員会の会議で協議して決定させていただいた事項でございますので、その辺は改めて答弁させていただきます。

- 1 番 よく分かりました。制度の周知の方法ということなのですけれども、大井町は私は周知の方法というのは他自治体に比べてすごくいいなと思っているのですね。他の自治体によっては学校で配布もしないで自分でホームページでダウンロードしないと申請できないようなところもありますので、その点はすごく手厚く周知されているなというふうに思っております。さらに前進する1つとして、例えば今保護者に通知している要綱で、所得だったり収入の条件というのが記載されていないと思うのですね。なので、大体このぐらいの家族の方、何人家族でこのぐらいの収入であれば対象の可能性があるとかが、あとはもらえる金額ですね。今もらえる金額もお知らせにはないので、このぐらいの金額がもらえますよとか、そういった数字を記載することで、こんなにももらえるのだとか、あと私たちのこの家庭でも対象かなというふうに考える人が増えるかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

教育総務課長 先ほど教育長からも御答弁をさせていただいたように、今後の広報の仕方ということの中では、実際に交付される額については載せていこうということで、

今調整をしています。大体ほかの町、神奈川県だけじゃなくてほかも見ますと、大体収入の目安、それから所得の目安で、当然年齢と家族構成によっても全部変わってきますので、そこを載せているところも多いというのも承知してございます。特に先ほど名前が出た近隣の町においても、収入がどれぐらいで、家族何人、収入がどれぐらい、所得がこれぐらいということの中で、最終的に学用品費として幾らというような載せ方もしていますので、その目安としてうちで言うと収入額がどれぐらいでどうだという話を載せるかどうかも含めて検討はさせていただきます。いずれにしても申請をすることで何に幾らもらえるかというのは、やはり示さないとなかなか分からないというところもありますし、あとはわざわざホームページを見なければ分からないというところがあると思いますので、周知の文書なんかも含めて検討ができればというように考えてございます。

- 1 番 広報の部分についてはよろしくお願ひいたします。そのほかの部分についてもぜひ前向きに御検討していただきたいなどは考えております。さらに他自治体によっては、この制度を申し込むか、申し込まないかという意向書というか、全生徒に私の家は出します、出しませんという簡単なプリントなんかを全家庭から配布するというやり方もあるようですので、そういったやり方もぜひ検討いただきたいなというふうに思っております。

次に、2番について聞きます。先ほど同僚議員からもいろいろありまして、幼稚園だったり保育園のことをいろいろ御答弁あったと思うのですが、この待機児童解消について、この子ども・子育て支援事業計画の中で、認定こども園も選択肢の一つであるということは平成27年度の第1期の計画から載っていると思います。今回も同じ文言で載っていたと思うのですが、新しく出てきた印象としましては、6次総合計画、前期基本計画において民間保育所の定員増や誘致などが施策の方向であるというふうに書かれているのですが、これはこの5年間検討した結果として待機児童の解消についてはこの民間保育所ありきというか、そういう結論になったということではないのでしょうか。

子育て健康課長 議員御指摘の以前につきましては、こども園の検討ということでさせてもらったところですが、それがなくなったわけでは現時点ではございません。今教育委員会のほうで進めています、「幼稚園・学校のあり方検討委員会」の中で、

そういった方面での意見があれば検討等を進めていくような形になるかと思
います。ただ今現状は保育園のニーズが先ほども町長の答弁であったように、
増加しているような傾向でございます。これに含めましては、近隣等の保育事
情も含めた中で、うちの保育としての在り方を含めて、やはり民間保育所の誘
致も非常に意欲的なところもありますので、その辺は次期総合計画後にうたい
込みながら進めていきたいと考えてございます。

- 1 番 民間保育所も選択肢の1つということですから、こども園に
ついてはそもそもその出てきた経過が待機児童解消のための手段として出てき
たというふうな認識をしておりますが、それはよろしいのですか。

子育て健康課長 議員御指摘のとおり、幼保一元化の一環で、子ども・子育ての一環として各
近隣のこども園が設備設置していますので、その流れを含めて検討していた経
緯でございます。

- 1 番 そうしますと、待機児童解消と、あとは国の施策の方向性というのもあると
思うのですけれども、待機児童解消というのであれば、なかなかそのこども園
というのは進んでいない印象ではあるのですね。それで、例えば今町内には私
立の保育園と公立保育園が1園ずつありまして、分園もありますけれども、私
立は。それはすごく私はバランスがいいというか、公立もあって私立もあって
という状況は大井町のある意味特色でもあるかなというふうにも捉えられるか
なと思うのですね。そう考えたときに、待機児童解消という手段であるとする
のであれば、こども園ではなくて今ある公立保育園を拡充するという方法もあ
るのではないかなと思うのですけれども、例えば今幼稚園は3園あってガラガ
ラの状態、それで他自治体なんかその状況のバランスを取るためにこども
園にしたというところがほとんどだと思っておりますけれども、例えば幼稚園を2
つにして、あいた校舎の1つを新しく保育園にするとか、今保育所もすごくが
けの急傾斜地にあって危ないですし、パンパンで施設も狭いと思うのですね。
そういうのを考えると、1つの案ですけれども、そういった方向であったり、
とにかくいろいろあると思っておりますけれども、公立保育園の拡充ということに
ついてはどうお考えでしょうか。

子育て健康課長 議員いろいろなやり方等お話のあったとおり、確かに今現在「幼稚園・学校
のあり方検討委員会」の中で、幼稚園児が少なくなっているというような状況

で、3園をどうするか、そういったことも含めて今御意見を頂いているところでございます。また、保育園につきましても、議員御指摘のとおり、建設が昭和60年ということで、それからかなりの年数がたつてございます。それを含めて整理をどうしていくかということもございまして、急傾斜地の場所ということもございまして、それを含めて今後保育園の在り方については幼稚園等も含めて町としての考えを進めていきたいと考えてございます。

1 番 ぜひ今後の経過も見守りたいと思います。

そして、次の副食費のことですけれども、今現在副食費について現場からはそんなに負担感になっていないということは聞くのですね。ただ今後今コロナの状況で経済状況が悪化してきたときに、滞納者が出たりした場合に、現場で対応しなければいけないというのは私も教員の経験者として未納の対応というのはものすごく気を使いますし、大変なのです。本来の子供に対する教育という面とは別の意味で任務を負わなければいけないということになりかねません。そういうことも含めて以前の保育料を引き落としにしていたように、そういったレベルで副食費も引き落としにできれば現場負担になるかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

子育て健康課長 副食費につきましては、保育料につきましてはシステムが入ってしまして口座振替等で利用者から頂いているところです。副食費につきましては今回保育園のほうで取るということの経緯につきましては、従前より主食費、ご飯等の主食費に関しましても1,000円を徴収していたと思うのですが、それについても園のほうで徴収していますので、それと合わせて今回4,500円ということで、5,500円園のほうで徴収させていただきますので、園としては特段この徴収管理については手間になっていないという状況を伺っていますので、それと併せて収納対策についても引き続きできるというような状況でございまして、園での徴収を考えてございます。

1 番 ぜひ今後の推移を見ながら柔軟に対応していただけたらなというふうに思っております。

3つ目の公立保育園における負担軽減についてのところで、紙おむつのところなのですが、先ほど健康状態を確認するために持ち帰りというふうなお話だったので、健康状態を確認したいのであれば、例えばそのと

きに特別持ち帰ってほしいおむつだけ持ち帰ってもらったり、見せたりすればいいと思うのですね。全部を今袋に入れて各個人に大のおむつというふうにごみを分別して渡すというのは現場からしても負担だとは思いますが、今これだけ完全に感染症、ノロウイルスやロタウイルスなんかも蔓延が心配される季節の中で、使用済みのおむつを複数の手から手に渡すというのは衛生的にもちょっと問題があるかなというふうに考えるのですけれども、いかがでしょうか。

子育て健康課長

今紙おむつの処理につきましては、先ほど答弁で町長のほうからありましたように、園での処理となりますと、まず場所の確保だとか、保管の状態の衛生管理上の問題がございます。保護者に対しましてはその場で帰りのときにお渡しするという形なのですが、そうなりますと一定期間の保管とか、また園での処理となりますと、事業系一般廃棄物の取扱いになりますので、処理費の発生がございます。家庭にお持ち帰りいただければ一般ごみとして燃えるごみで無料に出せるような状況がまず根本の課題としてございます。そのほか、保育園で処理するか、家庭で処理するかという、どちらかで行わなければならないというものではないということで、どこまで園が保育士等で行うかということもあって、家庭でできるかも含めて検討する必要があるかと考えています。

子育て支援、また親の負担軽減ということでもどこまで社会で支援していくか、面倒を見なければいけないかということも考えていく必要があるかと思えます。その辺を含めて子供に対してどれだけ十分な対応ができるかということで、表現は適切ではないかもしれませんが、親、子供の母親にとってもお腹を痛めた子供でございますので、おむつの処理につきましても自分自身の問題としていくことでできるのではないかと思います。

また、一律に保育園施設でやりましようとなりますと、まず保護者に関しましてはある意味やっていただきたいということで、自分もお願いしますということになろうかと思います。本来子育てにつきましては、両親、親がやるべきことだと考えています。もちろん本末転倒となってしまいますので、それだけは避けたいと、一律でやるというのは避けたいというところがあります。事情がある、どうしてもやむを得ないという方につきましては、公的支援というか、行政がやるべきという部分があるかと思えます。そういった面で保育園での対応を考えていきたいと思えます。

また、保育園での健康という理念においては、まず保護者にとって自分の子供を見るという部分には、やはり保育士から見る、また様子を聞くだけでは済まない、現物を見るのが一番健康管理上本来あるべきかなということと考えております。長くなりましたが、以上でございます。

議 長 以上で、1番議員、大石 舞君の一般質問を終わります。

続いて、通告10番、3番議員、重田有紀君。

3 番 こんにちは。通告10番、3番議員、重田有紀です。

町民の皆様のため精いっぱい質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まずは、日本における若者の自殺について、日本財団ジャーナルの調査によれば、日本に暮らす18歳から22歳の若者のうち、4人に1人が自殺を本気で考えたことがあり、10人に1人が自殺未遂を経験したことがあります。そして、その原因の半数は学校問題が占めています。不登校の経験は自殺念慮や自殺未遂に多大な影響を及ぼすということも分かってきています。このようなことから不登校とは命の問題である。命の問題と直結していることが言えます。今回の質問を通して、生きていてくれればいい、そのままのあなたでいい、ありのままでもいい、ただ生きてさえいてくれればいいという、このような思いを当事者の子供たち、そしてその御家族にお伝えできればと思っております。以上のことを踏まえ、通告に従いまして、質問させていただきます。

1、特別な配慮を要する生徒・児童への対応について

特別な配慮を要するとは、障害の有無にかかわらず学校生活において何らかの支援を必要としていることを指します。まずは学校に行けない、行かない状態にある児童・生徒への対応についてお伺いいたします。

(1) 適法指導教室について。

本町における適法指導教室かがやきとは、いろいろな思いで学校に行けないでいる大井町町内の小・中学生が学校に籍を置いたまま通室し、自分のペースで学習をする教室であり、1人1人の悩みを受け止め、様々な体験活動を通して学校生活や社会生活に溶け込めるようお手伝いしますとされています。そこで、以下の3点についてお伺いいたします。

1、不登校状態にある子どもたちの現状は